

平成15年度事業方針を決定

平成14年度第二回通常評議員会・理事会を開催



理事会

平成14年度第二回通常評議員会・理事会が、3月19日ホテルサンルート東京において開催されました。

午前中の評議員会では、石川滋副会長以下9名の評議員出席のもと、(1)平成14年度事業計画および収支予算、(2)平成15年度事業実施方針および事業計画、(3)平成15年度収支予算総括表、(4)寄附行為の一部変更、(5)役員を選任の5議案について審議が行われました。審議においては、既存事業、新規事業双方に

ついて、評議員から活発に意見が出されました。

続いて午後に行われた理事会では、野村理事長以下6名の理事出席のもと、上記(1)～(4)の他(5)理事長および専務理事の選任、(6)評議員の選出の6議案について審議が行われました。

このうち平成15年度事業実施方針は、「ODA予算の削減の影響を抑えるべく、新規事業の開拓、合理化および経費削減に努めていくこと、さらに、公益法人改革が議論されている中で、信頼性の向上および迅速かつ効率的な事業実施体制の一層の強化を図ること」とし、運営にあたることと決定しました。また、5月末の事務所賃貸契約期間満了および経費削減等の観点から、4月28日に事務所を移転することが寄附行為の一部変更の中で決定しました。(事務所移転については4ページをご参照ください)

「JICSの将来像」について議論

第一回「運営諮問会議」開催

前号でお伝えした第一回「運営諮問会議」を、3月6日当財団会議室で開催しました。専務理事を議長に、事務局長、部長など管理職のみならず、若手職員も委員として参加し、当財団の将来像および現在取り組むべき課題に関し、活発な議論が展開されました。

なかでも、各課題を検討するにあたっては、第一にJICSの将来像を再度明確に規定しなおす必要があるとの意見が強く出されました。この「将来像」についての議論は今後の運営諮問会議においても重要な議題として集中的に討議することを決定しました。また喫緊の課題となっている「調達方法の改善」と「広報の強化」のための分科会および組織・人事関係のためのタスクフォースを立ち上げることとしました。

本会議は今後月1回のペースで開催し、決定事項は即実行することをモットーに業務改善を実施していきます。

特集 平和構築と JICSの役割

日本政府が進めている「平和の定着構想」のもと、JICSは復興支援をととして平和構築の一翼を担っています。前号(NO.50 2月20日発行)でのアフガニスタン支援に続いて、今号はカンボジアおよび東ティモールの復興においてJICSが果たす役割についてご紹介します。

平成14年度 対カンボジア案件 紛争予防・平和構築無償

「紛争予防・平和構築無償」で初の案件監理実施

カンボジアでは1991年のパリ和平協定以降、復興に向けた国造りへの取り組みが進展しています。日本政府は同国に対し93年の国連カンボジア暫定機構(UNTAC)に対する人的・財政的協力、97年「対人地雷禁止条約」における「犠牲者ゼロ・プログラム」の提唱など和平、

復興に向けた積極的な支援を行っています。しかしながら、1970年から21年間に及んだ内戦は、対人地雷や小型武器の問題を残しており、負の遺産として内戦終結後のカンボジアにおける平和構築・社会情勢安定への大きな妨げとなっています。

「事実上の大量破壊兵器」

拳銃、自動小銃などの小型武器は、製造および入手が容易なうえ取り扱いが簡単であるため、世界中の紛争地帯や紛争終結後の各地域で大きな問題となっています。またカンボジアでは、内戦終結後

に山間部や森林に放置された武器以外にも治安維持部隊との信頼関係の欠如、社会情勢の不安定さから一般市民が自衛のために小型武器を違法に所持し続けている例も多く、1998年の調査によるとおよそ3～5世帯に1丁の割合で小型武器が存在

紛争予防・平和構築無償とは

開発途上国における元兵士の社会復帰、小型武器回収、民族融和などの紛争予防・平和構築に資するプログラムに必要な資機材、役務を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。ノン・プロジェクト無償の枠内のスキームとして平成14年度から実施されたものです。

しているとされ、これらを使用した犯罪が多発しており、「事実上の大量破壊兵器」として早急に対策が必要とされています。

日本の平和構築活動普及への試金石

カンボジア政府は小型武器問題を最優先課題の1つとしており、(2頁へ続く)

TOPICS

(1頁より続く) 新たな小型武器対策法の策定などに力を入れています。しかしながらこの問題に対する知識や技術、資金などの不足のため、国際社会の支援なくしては対処できないのが現実です。

今般の協力はカンボジア政府が策定した「カンボジアにおける平和構築と包括的小型武器対策プログラム」実施のため、日本政府に対し無償資金協力を要請してきたことによるものです。このプログラムは地域住民から小型武器の自発的供出を促し、その対価として地域住民の希望に沿ったインフラ整備を行うとともに、同国政府による小型武器の管理・登録のためのシステム作りの支援等を行うもので、これにより小型武器の回収が促進され、カンボジアの治安改善が図られることが期待されます。1月13日にカンボジア政府と日本政府との間で署名された4億5000万円の無償資金供与のための交換公文(E/N)を受け、カンボジア政府とJICSとの間で3月24日に案件監理契約が締結されました。

本プログラムは、97年の日本-EU首脳会談の際に日本・EU・カンボジアの三者協力と位置付けて支援することで合意されたもので、今後の日本の平和構築活動普及の足がかりになるという意味でも、

特集 平和構築とJICSの役割

平成14年度 対東ティモール案件 ノン・プロジェクト無償

対東ティモール 初のノンプロ無償調達代理人契約締結



ディリ全景

東ティモールは、2002年5月の独立以降「すべてのセクター、地域における貧困の撲滅」と「公平で持続的な経済成長を促進、健康、教育その他の福祉の改善」を二大目標として、グッドガバナンス確立、社会セクター開発、農村開発、民間部門振興などを重視した個別目標を掲げています。しかしながら、経済状況の悪化や高い失業率などにより貧困層が国民の41%にのぼるなど、経済構造の改善が急務となっています。

また紛争予防・平和構築無償として日本政府が行う初めての支援としても、非常に重要な意義を持つといえます。

対策支援チーム発足

本プログラムの実施にあたり、JICS担当職員を含む4人の日本人スタッフと数名の現地スタッフによるJSAC(日本小型武器対策支援チーム)が4月20日をもって発足します。JSACは、小型武器削減プロジェクト(武器回収と完了地域への開発プログラムの実施など)をはじめ、小型武

JICSの対カンボジア支援業務実績

調達監理業務
地雷除去活動機材整備計画
(第一次平成10年度、第二次平成12年度、第三次平成14年度)
シアムリアップ病院医療機材整備計画
(平成12年度)

ノンプロ無償機材調達 (平成7、12、13年度)

NGO支援事業 (JICS独自の支援事業)
保育棟の建設・運営
／幼い難民を考える会 (平成12年度)
幼児の栄養・健康状態調査
／幼い難民を考える会 (平成13年度)
女性の技術習得自立支援活動
／セカンド・ハンド (平成14年度)
HIV/AIDS罹患者などへの精神保健ケア活動
／途上国の精神保健を支えるネットワーク
(平成14年度)

専門家派遣
WID (平成8年7月～平成11年6月)
母子保健 (平成10年10月～平成12年3月)

器蔓延の要因となっている治安維持部隊と住民との信頼関係の改善、政府関係者による小型武器の非合法な流通を防ぐための管理・登録方法の改善、供出された小型武器の破壊、住民の意識向上などを含む包括的な活動を実施する予定です。また、活動実施に必要な資機材は各地域の要望などを調査のうえ決定され、調達が行われる予定です。

カンボジア 案件監理契約概要

出席者

【カンボジア側】
エム・サム・アン カンボジア王国内務省副大臣
ホク・ルンディ カンボジア王国警察庁長官

【日本側】
JICS 今津 武 専務理事
工藤 俊一 担当
JSAC 源馬 謙太郎 氏

契約署名後握手を交わすエム・サム・アン内務省副大臣(右)と今津専務理事(左)。本件に対するカンボジアの期待は非常に高く、会場には多くの政府関係者が駆けつけました

口無償調達代理人契約となります。なお、調達資機材は東ティモール政府内の検討を経て決定され、JICSによる調達が行われる予定です。

東ティモール ノンプロ調達代理人契約締結概要

出席者

【東ティモール側】
アイシャ・バサレワシ計画財務省副大臣 (写真左)

【日本側】
JICS橋本プロジェクトマネージャー (写真右)

事業短信

ソフト・コンポーネント 実施

対ラオス案件 平成13年度一般無償



家にある蚊帳を手に薬剤再浸漬のために村人が集まってきました

1月中旬から3月上旬にかけて、平成13年度一般無償案件「マラリア対策(第二次)・寄生虫対策計画」のソフト・コンポーネントを実施しました。これは、マラリア対策用機材である蚊帳、殺虫剤、顕微鏡などを調達するといったハード面での協力のみではなく、調達した蚊帳が迅速かつ効果的に住民に行き渡るための管理業務といった

ソフト面の協力をを行うものです。具体的には、まず配布計画の立案支援を行い、対象各郡に調達された何千帳もの蚊帳を各村に何帳ずつ配布するかを確認しました。次に配布対象である4県17郡のうち4県12郡、計43村を訪問し村落保健ボランティアに対するトレーニングおよび蚊帳配布状況をモニタリングしました。ラオスの農村部はどの村も公衆衛生環境が整っているとは言いがたく、マラリア対策だけでなく各村の保健状況の改善には総合的かつ時間をかけて取り組む必要があると感じられました。

モニタリングを実施することにより、マラリア対策の管理監督官庁である保健省本庁職員とともに現場を視察し、村落の実態を本省・県・郡職員らと再認識し、共有できたことは本計画において大きな意義がありました。

現地医師による 調達機材技術指導実施

対アフガニスタン案件 平成13年度緊急無償援助

昨年9月、JICSは平成13年度緊急無償援助(医療分野)においてアフガニスタン政府の調達代理人としてカブール市内の16病院に基礎医療機材を納入しました。今般、麻酔装置やX線装置などある程度の技術が必要となる機材に対する技術指導をアフガニスタン人医師を講師として実施しました。

調達機材の技術指導は、納入確認時にサプライヤーによる簡単なものが実施されていましたが、当日都合が悪く参加できなかったり、参加はしたものの完全に理解できなかったりという事情から「もう一度技術指導を受けたい」という声が複数の病院医師からあがっていることが分かりました。その一方で有効に使いこなしている医師もいることから、JICSは、彼らの協力



調達された医療機材を前に行われた現地医師(左端)による技術指導。アフガニスタン人同士、現地語を介しての指導は想像以上に好評を博し、研修後のアンケートでも多くの参加者から「良かった」との声が寄せられました

を得て二度目の技術指導の機会を設定しました。説明は現地言葉で行われたため参加者の理解もスムーズで、活発な質疑応答も行われ、好評のうちに終了しました。今後もこのような形で、前例にとらわれずに、調達機材が有効に使われるためのきめの細かいフォローをしていければと考えています。

最前線に常駐する 調達機関として 期待が高まる

アフガニスタン事務所開設

3月20日、JICSアフガニスタン現地事務所を開設しました。4月からJICS職員も常駐し業務を本格的に開始します。現地での機動向上が期待される中、これまで以上に現地のニーズに



事務所が入居しているホテル

きめ細かく対応した協力をしていきたいと考えています。

シルクロードの 文化遺産を守る

対ウズベキスタン案件 平成14年度文化遺産無償



修復中のシャフリサーブス遺跡

3月14日、ウズベキスタン文

化省とJICSとの間で「ヒヴァ、ブハラ、シャフリサーブス、サマルカンドその他の地域における文化遺産保存機材整備計画」の調達監理契約が締結されました。ウズベキスタンはシルクロードの要衝であり、中央アジアでは最も多い4カ所の世界遺産が登録されています。しかしその多くが今崩壊の危機に瀕しているため、本計画ではこれらの保存・修復活動を強化するための機材を調達し、貴重な文化遺産保存のために貢献することが期待されています。

ソフト面の業務を担当

対インドネシア案件 平成14年度研究支援無償

1月31日・2月1日の2日間、東京・一橋学術総合センター会議場において、研究支援無償案件「インドネシア共和国の地方分権化研究計画」のシンポジウムが開催されました。

研究支援無償は、経済困難に直面している開発途上国が抱える問題についての研究活動の推進の支援、開発途上国向けの製品等の新技術についての研究・開発、製品化に対する支援を目的とした無償資金協力です。今回、地方分権問題が重要な課題となっているインドネシアが初の研究支援無償の対象国となり、JICSが実施代理機関としてシンポジウムなどの催し物の開催、研究者の研究活動支援や資金管理を担当することとなりました。

本計画は二期にわたり実施されており、今回のシンポジウムは本件第一期の研究成果を発表



会場では活発な議論が行われました

する場として開かれたもので、インドネシアから研究者、中央政府関係者、地方政府関係者の約25名、日本側から研究者約10名、一橋大学大学院や他大学などからの学生などが参加し、活発な議論が行われました。資機材の調達監理業務を中心に担当してきたJICSにとって、催し物の開催、資金管理というソフト面が中心の業務でしたが、関係者の協力もあり、無事終了することができました。

3月からは第二期が始まっています。第一期の成果をインドネシア各地で発表、討議するために追加調査やワークショップが行われる予定で、JICSが引き続き資金管理などを担当することになります。

■無償資金協力関連事業の実績データ (2003年2月~3月)

<p>■調達監視契約の締結 一般無償</p> <p>ウズベキスタン ヒヴァ、プハラ、シャフリサブス、サマルカンドその他の地域における文化遺産保存機材整備計画 3月14日</p>	<p>文化無償 (平成14年度案件)</p> <p>イエメン 教育省教育補助教材制作センターに対する教育番組作成用機材 2月 6日 ホンジュラス マヌエル・ボニージャ国立劇場に対する照明・音響機材 2月 6日 ベネズエラ ベネズエラ交響楽団に対する楽器 2月 6日</p> <p>チリ サンティアゴ市立劇場に対するモニターリング・音響・照明機材 2月13日 ハンガリー セーチャー二国立図書館に対する音響機材 2月27日 モルドバ モルドバ国立大ホールに対する音響機材 3月 6日</p>	<p>ドミニカ共和国 シバオ劇場に対する音響機材 3月13日</p> <p>ウズベキスタン ウズベキスタン国立音楽院に対する楽器および音響機材 3月13日 ネパール 国立トリブバン大学中央図書館に対するマイクロフィルム機材および製本機材 3月20日 エルサルバドル 体育庁に対するスポーツ器材 3月20日</p> <p>パナマ パナマ大学芸術学部音楽学校に対する楽器 3月27日</p>	<p>■運営監視契約の締結 研究支援無償</p> <p>インドネシア 第二次インドネシア共和国の地方分権化研究計画 3月14日</p>
<p>■調達代理人契約の締結 ノン・プロジェクト無償 (平成14年度案件)</p> <p>エチオピア 平和構築無償 2月13日 カンボジア 3月24日</p>			
<p>■入礼会の実施 一般無償</p> <p>セネガル 初等教育機材整備計画 2月18日</p>			

■JICS所属
派遣専門家リスト

(平成15年4月20日現在)

(総計7名)

アジア地域

●フィリピン 1名
【青年海外協力隊員(シニア隊員)】
引場 正範 H13.9.6~H15.9.8

アフリカ地域

●モザンビーク 1名
【個別専門家(農業開発アドバイザー)】
田村 政人 H13.5.30~H15.5.29

中南米地域

●チリ 1名
【小規模酪農生産性改善計画(飼養管理)】

細川 和久 H12.5.16~H15.5.15

●ボリビア 1名
【タリハ渓谷住民造林・浸食防止計画(住民造林)】

塩水流 隆道 H13.9.16~H15.9.30

●パラグアイ 1名
【シニア海外ボランティア】

宮森 和彦 H13.10.22~H15.10.21

●ホンジュラス 1名
【個別専門家(企画調査員)】
茂木 健司 H14.4.10~H16.4.9

中近東地域

●イエメン 1名
【結核対策プロジェクトフェーズ3(業務調整)】

伊達 卓二 H12.7.22~H16.8.7

■事務所移転および組織改編のお知らせ

平成15年4月28日(月)より下記の新事務所へ移転し、5月1日(木)より組織の一部を改編することとなりました。これを機に役員一同、これまで以上に効率的で質の高い業務を行って行く所存ですので、引き続きご指導ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【新住所】

〒162-0067

東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル5階、6階

【最寄駅】

地下鉄丸の内線「新宿御苑前駅」(大木戸門口 徒歩7分)
都営地下鉄新宿線「曙橋駅」(A2出口 徒歩7分)



【組織改編】

以下の3課を業務第二部
調達監視業務課に統合

業務第二部

食糧増産援助業務第一課
食糧増産援助業務第二課
ノン・プロジェクト無償
業務課

【連絡先】

■総務部・役員室 (6階)

総務課
TEL 03-5369-6960
FAX 03-5369-6961

■経理課

TEL 03-5369-6970
FAX 03-5369-6961

■企画開発課

TEL 03-5369-6980
FAX 03-5369-6961

■業務第一部 (5階)

機材調達課
TEL 03-5369-7430
FAX 03-5369-7431

携行機材課

TEL 03-5369-7450
FAX 03-5369-7435

機材情報課

TEL 03-5369-7470
FAX 03-5369-7431

フォローアップ業務課

TEL 03-5369-7480
FAX 03-5369-7431

無償資金協力医療機材等

維持管理情報センター
FAX 03-5369-7471

■業務第二部 (5階)

管理調整課
TEL 03-5369-7500
FAX 03-5369-7501

一般無償業務課

TEL 03-5369-7510
FAX 03-5369-7501

調達監視業務課

TEL 03-5369-9501
FAX 03-5369-9502

9503

文化無償業務課

TEL 03-5369-9570
FAX 03-5369-9571

JICS
業務
紹介

JICAからの受託業務 フォローアップ調査

業務第一部フォローアップ業務課は、JICSの中でも一番小さい課の1つで、国際協力事業団 (JICA) から委託され担当している業務は、フォローアップ調査、機材計画調査、現地調達支援、その他技術協力にかかる海外調査等となっています。今回はそれら業務のうち、フォローアップ調査をご紹介します。

フォローアップ協力は日本政府やJICAの関わった技術協力や無償資金協力で相手側実施機関に移転済みのプロジェクトに対し、その移転効果を一層維持発現させるために行われる追加的協力であり、フォローアップ調査はこの協力の実施の妥当性を検証する重要な部分を担っています。

JICSで実施している業務のほとんどが相手国に新たに資機材を調達することが目的なのに対し、フォローアップ調査は何年も前に調達された資機材や技術移転されたプロジェクトの現状を調べ、制約要因と対処方針を確認し、協力効果が今後も維持されさらに発展させるには「何をしたら良いか?」の処方箋を出すことが目的です。フォローアップ調査にはさまざまな形態があ

りますが、調査対象から区別するとハードの修復案件とスペアパーツなどの新規資機材調達案件があります。前者は引渡し済みプロジェクトの現状、実施機関の対応、追加協力の効果を確認し、具体的なフォローアップ計画を立案するものです。後者は技術協力プロジェクトのカウンターパート(研修員を含む)に対する技術移転効果を高める観点からの調査であり、カウンターパートの活動状況、機材活用計画、維持管理計画、機材の仕様などを確認してフォローアップ計画を立てることになります。双方とも協力終了後の援助効果を後々までモニターしつつ相手国に確実に根付かせることを目的としており、少額ではあっても「役に立つ援助」「より役立つようにする援

助」と言えるのではないのでしょうか。機材や設備の技術仕様の特定という経験と技術的な判断が要求される地味な部分がほとんどの仕事ですが、明確な形で「役に立っている」とわかったときは、とても嬉しくなります。

今後JICAでは、帰国研修員をはじめとした技術協力プロジェクトのカウンターパートに対するソフト面での支援が拡充されることになっています。このようにフォローアップ協力は、終了したプロジェクトの持続性を支援する手段として日本政府の技術協力の中でその重要性が増しており、それに伴いフォローアップ調査もさらに充実していきます。



この機材は外観の傷みは目立ちませんが細部が腐食し、老朽化が激しくなっています。フォローアップ調査の結果、足回りのスペアパーツの調達をすることにしました